

# 「忘れていませんか？ 相続登記!!」



法教育マスコットキャラクター  
ホウリス君

相続登記を  
しないと...

**問題発生!**

- ・相続人間でのトラブル
- ・所有者不明土地問題
- ・空き家問題

## 相続登記促進取組強化月間(11月)のお知らせ

札幌法務局と札幌司法書士会は、11月を「相続登記促進取組強化月間」と定めて、相続登記の促進に取り組みます。

相続登記をお済みでない方は、管轄の法務局に申請していただくようお願いいたします。

なお、相続登記の申請に当たっては、以下のサービスをご利用すると便利です。

### 1. 司法書士会の「相続登記相談専用ダイヤル」(11月限定)!!

【特設ダイヤル】TEL 011-522-5576

11月の平日10時から16時まで  
相続登記促進のために開設する11月限定の専用相談ダイヤルです。

### 2. 法務局の「登記手続案内」(完全予約制)

申請書様式や必要な添付書類の種類などについてご案内します。

個別具体的な内容の相談は、上記ダイヤルをご利用ください。

ご予約・お問合せは、管轄の登記所(裏面参照)へお電話をお願いします。

| 庁名      | 電話番号                  | 不動産登記管轄区域   |
|---------|-----------------------|---|
| 不動産登記部門 | 011-709-2311 内線(2185) | 札幌市中央区  |
| 南出張所    | 011-824-7411          | 札幌市豊平区, 清田区, 南区   |
| 北出張所    | 011-700-3311          | 札幌市北区, 東区, 石狩市  |
| 西出張所    | 011-664-2251          | 札幌市西区, 手稲区  |
| 白石出張所   | 011-864-2021          | 札幌市白石区, 厚別区, 北広島市   |
| 江別出張所   | 011-382-2132          | 江別市, 当別町, 新篠津村  |
| 恵庭出張所   | 0123-32-3057          | 恵庭市, 千歳市  |
| 岩見沢支局   | 0126-22-0619 音声案内【2】  | 岩見沢市, 三笠市, 美唄市, 月形町, 栗山町, 長沼町, 由仁町, 南幌町, 夕張市              |
| 滝川支局    | 0125-23-2330          | 滝川市, 砂川市, 歌志内市, 芦別市, 赤平市, 新十津川町, 浦臼町, 雨竜町, 奈井江町, 上砂川町     |
| 室蘭支局    | 0143-22-5111 音声案内【2】  | 室蘭市, 登別市, 伊達市, 豊浦町, 壮瞥町, 洞爺湖町,                            |
| 苫小牧支局   | 0144-34-7403          | 苫小牧市, 白老町, 厚真町, 安平町, むかわ町                                 |
| 日高支局    | 0146-42-0415          | 平取町, 日高町, 新ひだか町, 新冠町, 浦河町, 様似町, えりも町                      |
| 小樽支局    | 0134-23-3012 音声案内【2】  | 小樽市, 余市町, 仁木町, 赤井川村, 古平町, 積丹町,                            |
| 倶知安支局   | 0136-22-0232          | 倶知安町, 京極町, ニセコ町, 留寿都村, 真狩村, 喜茂別町, 蘭越町, 岩内町, 共和町, 泊村, 神恵内村 |



管轄の法務局に電話してね！！

札幌法務局タッチパネル請求機  
イメージキャラクター  
「簡単戦隊クイックマン」

預けて安心！

### 自筆証書遺言書保管制度

- ・全国の法務局(本局・支局)でご利用いただけます！
- ・遺言書の保管の申請には手数料3,900円がかかります。
- ・手続には予約が必要です。



◆法務省ホームページ「自筆証書遺言書保管制度」  
[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00051.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)

あなたの相続手続を応援します！

### 法定相続情報証明制度

Q:「法定相続情報証明制度」ってなに？

A:相続人が法務局に必要な書類を提出して,法定相続人が誰なのかを登記官が証明する制度なんだ。この制度を利用すると,各種相続手続で戸籍書類一式の提出が省略できるよ！

◆法務省ホームページ「法定相続情報証明制度」  
[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00284.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00284.html)



札幌法務局